第1章から第5章

	記入者	ページ、行、図など	変更・追加などが必要な部分	変更案があれば変更案	変更が必要な理由
第1章　最終処分場及び廃止基準に関する概説					
1.4　廃止基準 1.4.1　埋立地のライフ	山口直久	p3	すなわち廃止までは廃棄物処理法の規制下にあることとなり、その後は、土壌汚染防止法のもとで管理される。	廃止された最終処分場は、廃棄物処理施設として維持管理を行わなくとも、そのままであれば生活環境保全上の問題が生じるおそれがない状態であるものの、廃止後の最終処分場跡地において土地の形質変更が行われる場合には地下の廃棄物が撹拌されたり酸素が供給されたりすることにより、廃棄物の発酵や分解が進行し、生活環境に支障を与えるおそれがある。そのため廃棄物が地中にある土地で形質変更が行われることにより、生活環境保全上の支障が生じるおそれがある区域を都道府県知事等が指定を行い、その区域内での土地の形質変更は施行方法の基準に従い実施することと知事への事前の届出が義務づけられている。 （※図1-4も修正する方が良い？）	跡地形質変更制度に合わせた記載とする
1.4.4　廃止後の法律上の位置づけ	山口直久	p5	跡地形質変更制度に対応した記述となっていない。		
第2章　構造及び防止措置基準の適合性調査					
2.2　構造基準に対する適合性調査・確認方法	山口直久	p13	「許可権者による立ち入り調査による確認を行う」とあるが、「立ち入り調査」という表現で良いのか？		
第3章　安定化要件適合性調査					
3.1　生活環境保全基準					
3.2　地下水汚染防止基準	山口直久	p23　表3.2-1	基準値の見直し（カドミウムほか）、項目の追加（1,4-ジオキサンなど）		
第5章　廃止後の措置	山口直久	p50～58			
その他	山口直久	全体（主に、p13～18）	設計要領やハンドブックが更新されている場合、それらを引用・参照している箇所について記述や頁番号等の再確認が必要。 ・「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領」（全都清，2001）→「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版」 ・「廃棄物最終処分場技術システムハンドブック」（最終処分場技術システム研究会，1999）→「廃棄物最終処分場新技術ハンドブック」（NPO最終処分場技術システム研究協会，2006）		
用語の統一・定義		全体	「安定型処分場」→「安定型最終処分場」に統一 「埋立地ガス」と「埋立ガス」、「集排水管」と「集水管」、「観測井」「モニタリング孔」「通気装置」「ガス抜き管」などの用語の定義		